

## 出展予定の企業様へのご注意

当展示会のご出展にあたり下記事項にご注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### <注意事項>

- ◆HIFU という「高密度焦点式超音波」や、それに類する人の細胞を破壊する機器を医師以外の方が使用することは医師法に抵触します。医療関係者以外には販売・取引・プロモーションはできません。
- ◆エステティックサロンで使用する業務用機器は、家庭用機器と異なり、正しい使用方法、メンテナンス知識をもつエステティシャンが使用するものです。消費者自身に施術を行わせる行為は、有害事象の発生につながり、導入施設、機器を貸与した企業の管理責任を問われる事がございます。そのため、事業者が施設および業務用美容機器を提供し、消費者の自己責任の下で機器の使用を行わせるいわゆるセルフエステでの利用を目的とした来場者などには販売・取引・プロモーションはできません。
- ◆アートメイクは人の皮膚に針等で色素を入れるものであり、日本では医師免許を有しない者が業として行えば医師法違反にあたるため、展示・販売及び施術は一切行わないでください。

概要

本文

【参考】消費者安全調査委員会 報告書  
エステサロン等での HIFU（ハイフ）による事故

